

委託契約書（案）

- 委託業務の名称 岩手土木センター庁舎清掃業務
- 委託業務の実施場所 岩手郡岩手町大字五日市9-48
盛岡広域振興局土木部岩手土木センター
- 委託期間 令和7年4月1日から
令和8年3月31日まで
- 委託料 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金 円)
- 契約保証金

岩手県（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）とは、上記の業務を委託することについて、次のとおり契約を締結する。

（総則）

第1条 乙は、甲から委託を受けた業務（以下「委託業務」という。）をこの契約書、別紙「委託業務基準仕様書」に基づいて誠実に履行するものとする。

（個人情報の保護）

第1条の2 受注者は、この契約による事務の処理又は事業の遂行をするための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（実施に関する指示）

第2条 甲は、乙に対して委託業務の実施に関し、必要な事項を指示することがある。
2 乙は、委託業務の実施に関し、必要があると認める場合は、甲の指示を受けるものとする。

（委託業務の内容の変更及び中止等）

第3条 甲は、必要があると認める場合は、委託業務の内容を変更し、又は一時中止することができる。
2 前項の場合において、委託料又は委託期間を変更する場合は、甲、乙協議して書面により定めるものとする。

（完了報告及び検査）

第4条 乙は、毎日の委託業務が完了した都度、清掃業務実施報告書（様式第4号）を甲に提出し、その確認を受けるものとする。
2 乙は、毎月の委託業務が完了した場合は、遅滞なく業務完了報告書（様式第5号）を甲

に提出するものとする。

- 3 甲は、前項の業務完了報告書を受理した場合は、その日から 10 日以内に業務の完了の確認のための検査を行わなければならない。
- 4 乙は、前項の検査の結果、不合格となり補正を命じられた場合は、遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。この場合において補正後の完了を業務の完了とみなして前 2 項の規定を準用する。

(委託料の請求及び支払)

第 5 条 甲は、委託料を乙の請求により次のとおり毎月支払うものとする。

月額 円

- 2 甲は、前項の規定による書類を受理した場合は、その日から起算して 30 日（以下「約定期間」という。）以内に委託料を支払うものとする。

(遅延利息)

第 6 条 甲は、自己の責めに帰すべき理由により、約定期間内に委託料を支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払いする日までの日数に応じ、当該未払い額につき年 2.5 パーセントの割合で計算した遅延利息を乙に支払うものとする。

※令和 7 年 4 月 1 日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づく遅延利息の率とする。

(違約金)

第 7 条 甲は、乙が自己の責めに帰すべき理由により、毎日の業務を欠いた場合は、当該日 1 日につき契約金額から既成部分又は既成部分相当額を控除した額につき年 2.5 パーセントの割合で違約金を徴収する。

※令和 7 年 4 月 1 日において適用される会計規則第 117 条第 1 項で規定する違約金の徴収率とする。

(履行の追完)

第 8 条 甲は、乙が実施した委託事業に契約の内容に適合しないものがあるときは、乙に対し、履行の追完を請求することができる。

- 2 前項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、乙に対し、委託料の減額を請求することができる。

- 3 前 2 項の規定は、甲の乙に対する損害賠償の請求及び解除権の行使を妨げない。

(履行の催告)

第 9 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定に基づき甲が行う調査を妨げ、若しくは同項の規定に基づき甲が求める報告を拒み、又は第2条若しくは第4条第4項の規定による甲の指示に従わなかったとき。
- (2) その他この契約に違反したとき。

（甲の解除権）

第10条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 天災地変その他この契約締結後に生じた事情の変更により、委託業務の実施を継続する必要がなくなったとき。
- (2) 乙が委託業務を実施することができなくなったとき。
- (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定に基づいて甲が行う調査を妨げ、若しくは同項の規定に基づいて甲が求める報告を拒み、又は第2条の規定による甲の指示に従わなかったとき。
- (4) 乙が正当な理由なくしてこの契約の条項に違反したとき。
- (5) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与していると認められるものを、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は物品の製造の請負又は物品の買入れの契約を締結する権限をもつ事務所の代表者その他経営に実質的に関与していると認められるものをいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対する資金等の供給、便宜の供与等により、直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙がアからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

- (6) その他甲が必要と認めるとき。

(乙の解除権)

第 11 条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 委託業務の変更に伴い、委託料が当初の委託料の 3 分の 1 以下となる時。
- (2) 第 3 条第 1 項の規定による委託業務の中止期間が履行期間の 2 分の 1 を超えた時。
- (3) 甲が正当な理由なくしてこの契約の条項に違反した時。

(契約解除の場合における委託料の返還)

第 12 条 乙は、第 10 条の規定によりこの契約を解除された場合において、既に委託料の支払がなされているときは、甲の定めるところにより、委託料を返還するものとする。

- 2 乙は、前項の規定により委託料を返還しなければならない場合において、これを甲の定める納期限までに納付しなかったときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、年 2.5 パーセントの割合で計算した延滞金を甲に支払わなければならない。

(契約解除の場合における損害賠償金)

第 13 条 乙は、第 10 条第 2 号から第 5 号までの規定により契約を解除された場合は、これによって生じた甲の損害を賠償しなければならない。

- 2 甲は、第 10 条第 6 号の規定により契約を解除した場合は、これによって生じた乙の損害を賠償しなければならない。
- 3 前各項の賠償額は、甲、乙協議して定める。

(施設等の使用等)

第 14 条 乙は、委託業務の遂行のため使用する機械、器具及び材料に要する経費を負担するものとする。

第 15 条 乙は、甲の承認を得て、甲の施設及び設備を使用することができる。

- 2 甲は、乙に対し委託業務に必要な用水、給湯及び電力を無償で提供するものとする。ただし、乙はその使用に当たっては、効率的な使用に留意しなければならない。

(管理者の責務)

第 16 条 乙は、委託業務の実施に当たっては、甲の施設及び設備について善良な管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第 17 条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(損害の賠償)

第 18 条 乙は、自己の責めに帰すべき理由により、甲又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

(権利の譲渡等)

第 19 条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承認を得た場合、又は信用保証協会法（昭和 28 年法律第 196 号）に規定する信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第 1 条の 3 に規定する金融機関に対して売掛金債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 前項ただし書に基づいて売掛金債権を譲渡した場合、甲の対価の支払いによる弁済の効力は、甲が会計規則（平成 4 年岩手県規則第 21 号）第 38 条第 2 項の規定により会計管理者に支出負担行為の確認をした旨の通知を行った時点で生ずるものとする。

（再委託等の禁止）

第 20 条 乙は、委託業務の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得たときはこの限りでない。

（不当介入に対する措置）

第 21 条 乙は、乙又はこの契約に係る再委託契約等の相手方が暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者から不当要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けた場合は、甲に報告し、及び警察署に通報しなければならない。

（補則）

第 22 条 この契約により難い事情が生じたとき、又はこの契約について疑義が生じたときは、甲、乙協議するものとする。

この契約締結の証として、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれその 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 岩手県
契約担当者
盛岡広域振興局長 小野寺 宏和

乙